

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
	＜理由＞ 15才以上の男子で現在青年学校に在学する者又は将来9年制の義務教育が実施の際これに在学する者の就学の妨げてはならないことを明記する必要があるから。 (86) 9/17 公聴会⑫開催。（一般希望者の意見をきく） ○思想的根拠があいまいだ。共産主義か資本主義か。（無職，山田） ○現在の労働組合は本法を上廻っている。本法がでると資本家は之を引下げようとして労資の対立が激化する。（愛知豊田労組，干野） ・教育・教養に関する規定を設けよ。（全日本電線労組，菊地） ・高小卒後2年間将来多能工を増すことのための同業組合，労働組合による技能養成に関する規定を設けよ。（無職，山田） (87) 9/18 日本交通運輸労働組合同盟，労務法制審議委員会及び労政局長あて，「意見書」を提出。（9/11提出の「意見書」——教育に関する意見なし——に追加したもの）。 ○女子年少者の就職の機会均等を保証すること。 ・教育・文化の保証に関する規定を設けること。 ・徒弟制度を全廃して官公立技能養成所を設置すること。 (88) 9/28 社団法人日本能率協会理事長森川覚三，労政局長あて，「労働基準法草案に対する意見」を提出。（日本能率協会勤労問題研究会——会社勤労部長の会——作成） ○最初保護法として起草され，何時の間にか基準法と云われるようになったが，内容は§1～§6を除き，殆んどが保護規定の様に思われる。 ・第7章が「ただ弊害防止のみに拘泥して積極的な奨励実施の方向に出なかったのは不備」 ・工場事業場技能者養成令以前から各種の方法で徒弟養成は行なわれていた。（この動きを奨励助長せよ。） 「養成令の実施以来は，教育は普及されたが，画一的な法規のため，創意性が失なわれた傾がある。しかしそれでも技能者養成令の生きている間は，徒弟養成に対して大なる刺激となったが，これも徹廃され，これに代るものとして，本法第7章が登場せんとしているのであるが，これでは余りに消極的で取締りに墮している。」 「これによって産業界に活潑な徒弟養成の雰囲気醸成し得ることは到底期待されない。従って本基準法としては§66にのみ止めるか若くは積極的な意味から全般的に第7章を書き換えるか，もっと根本的には徒弟法として独立の法律を設けるか，いずれかにすべきである。」 ・徒弟制度は必要。給与，労働時間，教養等の点に於て十分監督保護する要がある。 (89) 9/30 厚生省，「労働基準法案」を発表。 (90) 9/30 愛知県工業協会会長三輪常次郎，労政局長あて，「労働基準法草案に対する意見」を提出。 ○草案は現在の産業状態より見て余りに労働保護に行き過ぎの感あり，為に労働者の義務を忘れしめると共に企業の負担を飛躍的に増大せしめ企業の基礎を危くする惧大である。 (91) 9/— 鉄道車輛工業経営者聯盟：「労働基準法に対する意見」を提出。 ○高邁且つ熱烈な精神に貫かれていることには，万腔の敬意を表する。 ○労働者の保護に重点を置かれたるためか其の反面企業の萎微，弱体化を招来する虞れが看取される。	9/17 法相，検事総長，「労働争議取締り方針」を指示。 (49) 9/20 閣議，失業対策本部の設置につき了解。 (50) 9/20 「知識階級失業応急事業実施要領」を決定。 (51) 9/27 労働関係調整法公布。 (52) 9/28 逓信省，逓信講習所規定の一部を改正。職員訓練の基本体制を整える。 (53) 9/30 国家総動員にもとづく賃金統制令廃止。 (54) 9/30 GHQ労働課，労働組合法の尊重と労働関係調整法の活用を強調。 (55)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
10/6 貴族院，特別委員会の修正通り憲法改正案可決，衆議院へ回付。 (11)	○理想を追求されることの急なる余り兎角企業経営の実情を離れすぎる憾が少なくない。 ○「労働基準法」とは称し難い。むしろ労働保護を主眼とする「労働保護法」又は他の名称を用うるに如くはない。 (92) 9/— 東京石炭鉱学聯盟：「労働保護（仮称）に関する意見」を提出。 ○労働観の定立のため，関係者を以て労働思想研究委員会を設け，我国労働運動発展の趨向を刺戟指導し，根本思想を闡明確立し，以て労働基準法の制定を促進することが肝要。 ○経済的基盤に対する厳しき認識の上に立ち……改善進歩を促すの態度を以て本法を取扱うことが肝要。 ○国際条約を原則とするのはよいが，それ以下で忍ばざるを得ない条件を附せざるを得ない。 ・18才未満のものの訓育乃至経済生活保護の建前上，技能養成工制度の如きものを設け一般労働者と区別し，作業賃金等も別途考慮することとしたい。 (93) 9/— 日本安全協会会頭，蒲生俊文，厚生，商工，運輸の各大臣，GHQ労働部長あて，「機械工具感謝祭」の実施について，及び 厚生，運輸，商工，文部の各大臣，大日本育英会長，GHQ労働部長あて，「安全保健教育の普及徹底」を図るべきことについて 各建議。 (94) 9/— 労務法制審議委員会委員勝木新次（労研所員），「各条に対する修正意見」を提出。 ・§54 身体及び精神の成熟という点から，最低年齢を満16才とすることを主張。（労働科学研究所における研究の結果10年来主張し続けたきたこと） ・別に年少者が命令の定める種類の職業教育を受ける為の時間を求めた時は，就業時間中よりこれを与えるべきことを規定するよう希望する。職業教育こそは，産業発展の基本条件。 ・第7章については嚴重な制限の附せられることを希望する。 (95) 9/— 労務法制審議委員会委員岡崎忠雄，「意見書」を提出。 ○公聴会に於る使用者側の意見が，本草案に対して「使用者取締法」的色彩を帯びるとせるが，確かに思考されることである。 (96) 10/2 厚生省労働保護課長，各都道府県における労働基準法に対する意見を報告させるため「労保発第153号」を発。（但し原資料は欠） (97) 10/2 中国地方商工局長，労政局長あて，「労働基準法草案に対する意見報告の件」（9/21 作成）を提出。 ○§61に関し，18才未満のものの坑内労働の禁止については，現在就業中のものが制限年齢に達するまで，その適用を猶予するよう経過規定を設けられたい。 ・養成工の如き技術修得のため，入坑の必要あるものは，§61の規定に拘らず，行政官庁の許可を受けて18才未満の者でも入坑せしめるよう規定されたい。 ＜以上管下主要鉱山，炭鉱及び製錬所の労務主務者会議を開催。意見をまとめたもの。＞ (98) 10/6 日本労働組合総同盟東京連合会，厚生大臣あて，婦人部結成大会の「労働基準法制定に関する決議文」を送付。 ○「我等は左記の内容を具有する労働基準法を速に制定し且つこれを実施せられんことを当局大臣に要望す」 ○(1)憲法附属の労働憲章たらしむべきこと。(2)労働の社会的国家的意義を顕揚すること。(3)雇傭関係における奴隸性を根本的に払拭して労働生活の近代化を計ること。(4)労働科学を基礎とせる合	10/1 東芝労連ストに突入，以来東芝の教育訓練は全くの空白期を迎えその状態S. 24年頃まで続く。 (56)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
10/7 衆議院、憲法改正の貴族院修正案に同意、日本国憲法成立。 § 25 「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」 § 26 「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」 § 27 「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う。 ②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。 ③児童は、これを酷使してはならない」 (112) 10/16 教育刷新委員会、6・3制の原案を決定。 (113) 10/17 極東委員会、日本国民に新憲法の再検討の機会を与へよとの政策を決定。 (114)	理性を与へること。 ・自治管理制の確立、寄宿舎の民主化と自由の確保、教育機関の設置。 (99) 10/7 労務法制審議委員会、第5回小委員会を開催。（審議記録は欠） (100) 10/21 甲府勤労署長勝俣進、労政局長あて、「立案当局に対する要望事項」を提出。 ・§ 54条第2項は削除し、15才以下の年少者は原則として禁止すること。（従来の徒弟制度を禁じながら年少者の就業を許すことは矛盾）。 ・徒弟制度に付積極的な新制度を確立すること。（封建的な徒弟制度の禁止は当然、然し之に代る「徒弟教育制度」— 例えばソ連でやっている徒弟学校の如きもの— は必要。 ・第七章は極めて消極的、新時代に相応しい徒弟教育制度を確立すべきである。 (101) 10/21 甲府勤労署長勝俣進・山梨県知事斉藤進あて、「労働基準法草案に対する批判研究会について」報告。（研究会には労使各11名ずつ出席）。 ・使：事業家に対する何等の対策がない結局将来破綻が来ると思ふ、其の点欠けている。 労：労働者の為の保護法規である。部分的に使用者に過重の負担があっても止むをえないと思ふ。 使：労使両面について規定すべきである。 労：両方を考へて立案されてゐる。一本建に規定する必要はないと思ふ。 使：12才位の子供を親が連れてきて使つて呉れといふのが現実。 労：是等の者を使用することによって大人が益々失業する。 使：（彼等）を使はなければ親が生活してゆけないものが多い。 労：社会政策により救済すべきもので労働関係の問題ではない。 使：§ 54の「12才以上……」の規定を除く様にしたらどうか。 <賛成> ・署長：第七章の徒弟制度は之を冒頭に禁止すると言って置きながら、次に消極的に是を認めて居る……中途半端の綱を免れない。 使：徒弟制度を全面的に廃止するならば、この規定では不充分。 署長：新しい時代に相応しい徒弟制度を積極的に制度化する（例へば徒弟教育制度）様要望したらどうか。 <賛成> (102)	10/7 産別会議「10月闘争」に入る。 （この項より労働運動、政治運動の色彩を強める）。 (57) 10/7 産別復興会議（産別系）結成。 (58) 10/11 全炭ストはじまる。 (59) 10/14 電産労協、業務管理に入る。 (60) 10/19 電産労協、全国5分間停電スト実施。 (61) 10/21 文部省、鉄道教習所専門部卒業者を高等学校高等科卒業者若くは大学予科修了者と同等以上と決定。 (62) 10/24 全日本労働組合統一協議会（中立系30組合）結成。 (63) 10/25 日本労働組合会議（いわゆる中立組合結集体）発足。 (64) 10/28 経済復興会議（総同盟系）発足。 (65)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
10/29 枢密院，憲法改正案「日本国憲法」を可決。(115)	10/29 山梨県知事斉藤昇，労政局長及び県下勤労署長あて，「労働基準法草案に対する山梨教員組合の改訂要望意見について」を報告。 - 研究会に欠席した山梨県教員組合執行委員長丸山善定が§ 54につき「12才以上の者を使用することができる」とあるを削除してもらいたい旨申し入れてきたことを報告。 ＜理由＞ 義務教育が6・3・3（初等科6年，高等科3年，青年学校3年）となれば，初等科6年を経たばかりで就学に差支えない範囲でといっても実際上は通学させない。是非共これは削除してもらいたい。(103) 10/— 商工省鈔山局：「労働基準法に対する意見」を提出。 ○若し本法が労働者の憲法たる労働憲章をめざすならば，§ 2に単に抽象的に……（以下判読不可能）(104) 11/1 山口県教育民生部，労働保護課長あて，「労働基準法（仮称）草案研究会開催について」報告。 ○労働者の義務についても規定して欲しい。（所謂労働基準法とならないのみならず日本の産業復興にもよい結果をもたらさない） ○文化厚生 of 諸施設まで拡張した規定を設けて欲しい。 ・§ 47安全衛生教育のみならず，更に一步進めて労働者が人たるに値する教養を身につけるに必要な制度をつくること。 ・§ 54の但し書は削除すること。 ・未成年者の労働時間を明確にし，それ以外は自由に就学の機会を与えるべし。 ・§ 66の「酷使」の程度について規定せよ。(105) 11/1 労務法制審議委員会，第6回小委員会を開催。（再審査開始） ○改正点の説明，審議。（但し，説明内容の記録は欠）(106) 11/4 群馬県内務部長・労働保護課長あて，「労働基準法草案の配布について」を送付。 ・教育時間，組合運動の時間も規定すべきである。 ・安全教育について生活の安定が前提，前提条件を規定せよ。 ・§ 54の但し書を削除せよ。 ・第七章「徒弟制度」を「教育制度」と改めよ。(107) 11/6 神奈川県労政課長二宮竜二・労働保護課長あて，「土木建築業者の意見」を送付。 ○土木建築業については固有の法律を別途定めて欲しい。 ○法制上の問題はあろうが，労働者の義務責任を明確にせよ。 ・我国固有の技術の伝習制度が直ちに所謂封建的な徒弟制度として無視されるとすれば心配。「芸術を生かし特別の技術を習得せしめる為には人間としての練磨も共に為されねばならぬ。」(108) 11/8 岡山県教育民生部長・労働保護課長あて，「労働基準法草案公聴会開催状況について」報告。 ○解放された労働情勢によって労働者が自己の権利のみ主張するに急であって義務の履行が伴わない。＜備前興業㈱＞ ○国民には徹底した敗戦意識がない。……法案が全体的に現実から遊離している。＜倉敷紡績㈱岡山工場＞ 企業経費の1/3 が人件費になっている。＜三井造船玉野製作所＞ ○全面的に賛成。＜品川煉瓦㈱岡山工場＞ ○進歩的労働者からみれば採るに足らぬ……資本家の反省を促す意味で賛成。＜中国配電労組岡山支部＞。 ・§ 54について，紡績の如き特殊な企業にあっては別に考慮されたい。＜倉紡岡山工場＞ (109)	10/30 厚生省，勤労局に補導課を新設。 企画課・監理課・紹介課の4課となる。(66) 10/— 文部省・厚生省，共催で戦後最初の職業指導講習会を水戸市および前橋市において開催。(67) 11/1 主食配給2合1勺を2合5勺に増配。(68) 11/2 運輸省官制の一部を改正，船員職業紹介所官制は廃止。(69) 11/3 松下電器産業㈱社長，松下幸之助，「繁栄によって平和と幸福を」のスローガンの下にCPHP研究所を創設。(70) 11/5 生活安定労働者大会が東京で開かれ，最低賃金制の確立と悪税反対など決議。(71) 11/6 GHQ，ハロルド労働係官，労働立法の運用と争議調停に関し声明。(72) 11/6 厚生省勤労局長，勤労署に対し，争議中の使用者，労働組合又は労働者からの求人求職の申込の受理禁止等を指示。(73)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
11/20 日本商工会議所設立。（会頭高橋竜太郎）	11/9 労務法制審議委員会、第7回小委員会を開催。 ・熟練労働者の不足、労働者の質の低下、量の不足等につき話し合われる。（審議内容の詳細な記録は欠） (110) 11/9 香川県内務部長・労働保護課長あて、「労働基準法草案に関する公聴会の意見報告の件」を送付。 ・資本家の負担を軽減すると同時に労働者に公民教育を施し、労働者の義務と責任とを自覚させる必要あり。＜使用者側＞ ○草案の内容は面餅に等しい。……社会保険制度の確立、労働者の基本的人権の伸張の保証が必要。＜以下労働者側＞ ○民主的国民経済の再建計画と社会保証とをタイアップしなければ草案は空文化する。架空的なものと断定せざるを得ない。 ・この草案には労働者の教育文化的地位の向上を直接導くような方策がない。労働学校を設けよ。 ・少年工に対する責任ある技術習得の教育機関を設置せよ。 (111) 11/13 労務法制審議委員会、第8回小委員会を開催。（記録は欠） (112) 11/13 中国地方商工局長、「鉱山労働行政に関する件」申し入れ。 ・先山養成、現場技術員養成のため、18才未満の入坑禁止に例外を認めよ。（先山養成にあたり「技能は講義や教科書で修得出来るものではない」。早ければ早い程習熟度が高く、3～5年坑内経験が必要、また現場技術員の役割は先山以上に重大） (113) 11/16 労務法制審議委員会、第9回小委員会を開催。（技能者養成につき審議） ・許可を受けて酷使した場合、重い罰則をつける。（末広） ・商店丁稚を技能者といふことは、どうか。（局長） ＜商業徒弟は含まないと云ふ解釈で行こう＞ (114) 11/20 労務法制審議委員会、第10回小委員会を開催。（記録は欠） （8/6の第6次案に手を加えた第7次案につき審議） ○労働条件の最低を示すものであることを明記。 ・第七章「徒弟制度」を「技能者の養成」と改める。 「技能者の養成は国又は公共団体がやるべきもので個人がやるのは例外的」との書き込みがなされる。 ・「所謂徒弟の禁止」を「徒弟禁止」と改める。 ・「技能の習得を目的とする未成年者の使用」を「技能者養成のための未成年者の使用」と改める。 ・坑内労働の禁止に関する規定は別に定めるものとする。 (115) 11/20 労働基準法草案（第8次案）を作成。 ・§54の例外規定に関し「満12才以上の児童をその者の就学に差支えない範囲で使用する事ができる」を追加。 「国民学校」を「義務教育」と改める。 ・条文中の「技能者養成の為の未成年者の使用」を「技能者の養成」と改める。 ・§70における場合を除き、「技能者養成」に関する諸規定から「未成年者」という文字を削除、単に「労働者」とする。 ・三者構成の技能者養成委員会に関する規定を新設。 ・§67 坑内労働の禁止に関する特別規定を削除。 (116) 11/21 労務法制審議委員会、第11回小委員会を開催。	11/10 石炭の不足により旅客列車16%削減。翌年1/4.～4/18急行列車全廃。 (74) 11/11 職業教育並びに職業指導委員会設置協議会開催。会の名称を「職業教育並びに職業指導委員会」と決定。（淡路円次郎委員長）。 (75) 11/11 電力不足のため電力制限始まる。家庭用も1～2割の制限を受ける。 (76) 11/12 「公共事業に失業者を優先雇用するの件」閣議決定。 (77) 11/12 中央警察学校官制、地方警察学校官制を公布。警察講習所官制は廃止。 (78) 11/20 GHQ、戦時愛国的労働者団体における主要役職員の労働にかんする団体への就職禁止等を指示。（いわゆる労働バージはじまる） (79) 11/21 ～翌年2/7 全官公争議。（中労委斡旋により解決）。 (80)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
11/29 教育刷新委員会「教育基本法案要綱案(参考案)」を作成。 (117) 12/14 東京商工会議所設立。(会頭高橋竜太郎) (118) 12/17 経済安定本部、傾斜生産方式(石炭鉄鋼等)を中心とする経済危機突破方針を発表。 (119) 12/17 東京石炭鉱業連盟は、発展的に解消し、日本石炭鉱業連盟を創立。 (120) 12/24 閣議、石炭、鉄鋼の傾斜生産方式による危機突破政策を決定。 (121)	・松岡駒吉：少年工の教育時間の保障を主張。 ○志賀義雄(当日欠席)：「労働基準法修正草案に就いての意見書」を提出。(但し教育・訓練についての意見は含まれていない) (117) ○日本共産党の労働法(草案)、志賀の「意見書」とともにファイルされている。 ・同草案第二編中、§71で最低年齢を満16才、(但し義務教育終了者は15才)とする。 ・§73で「若年者は就業時間中職業教育を与えられる権利をもつ、右の教育内容並に時間は労働委員会によって決定される。」と規定。 (118) 11/28 徳島県教育民生部長・労働保護課長あて、「労働基準法草案に対する公聴会について」を提出。 ○四国軍政部より、「官庁による凡ての政治に関する輿論調査禁止の指令」に接し、終戦連絡四国事務局に公聴会開催につき照会したところ、不許可となった旨報告。労働情勢把握対策につき指示を要請。 (119) 11/29 教育刷新委員会、「教育基本法案要綱案(参考案)」の「社会教育」の第2項において、 ・「工場、事業場その他勤務の場においてなされる教育の施設は、国及び公共団体によって奨励されるべきこと」を主張。 (120) 12/7 商工省鉱山局、「鉱業の保全及び監督に関する要綱案」を申し入れる。 ・安全教育の実施に関し強制規定を設けることを要望。 (121) 12/13 労働基準法草案第7次案に手を加え〈正本〉を作成。 ・技能者の養成に関する諸規定の表現を練る。 (122) 12/18 商工次官・厚生次官あて、「労働基準法草案に対する商工省意見について」申し入れ。 ・§54 最低年齢に関する規定について、経過規定を設けることを要望。 (123) 12/19 文部次官・厚生次官あて、「労働基準法草案について」申し入れ。 ・「満15才以上で未だ義務教育を修了しない者は就学に差支ない範囲で労働者として使用することができる」を追加せよ。 〈理由〉目下教育刷新委員会において審議中である満18才未満の青少年に対する普通教育の義務制が実施される場合を考慮しなければならないから。 (124) 12/20 労働基準法草案(第9次案)を作成。 ・技能者養成を許可制から認可制に改める。 (125) 12/20 労働基準法草案(第10次案)を作成。〈法制局審査の原本〉 ○表現の吟味、条文の入れかえ等により、法案の体裁整えられる。 ・§69の「危険有害業務の就業禁止制限」が「危険有害業務の就業制限」と改められたことを除き内容の変化はみられない。 (126) 12/24 労務法制審議委員会総会開催。 ○小委員会委員長末弘蔵太郎の経過説明。吉武労政局長の逐条説明の後、若干の表現上の修正あり、答申案完成する。 ○労働組合法の改正が提案され、小委員会で改正案が練られることになる。 (127)	11/26 全通・国鉄・全官・全公連・全教組共同闘争を決定。 (全官公庁共同闘争委員会生まれる) (81) 11/29 産別、総同盟、全官公等が参加し、全国労組懇談会(全労懇)生まれる。 (82) 11/— 関東配電網、教育課を廃止。労務課の下に教育係をおく。(教育訓練の組織機能縮小される) (83) 12/14 厚生・運輸・内務の3省：「労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件」公布。 (84) 12/17 全官公庁労働組合共同闘争委員会、全国労働組合共同闘争委員会：生活権確保、吉田内閣打倒国民大会を開催。 (85) 12/18 極東委員会、日本の労働組合奨励策に関する16原則を決定。 (86) 12/22 全日本教育組合協議会結成。(全国教育組合と日本教育労働組合解消、全教連は別に残る) (87) 12/23 産別、経済復興会議につき、経済同友会と懇談、参加を承認。 (88) この年、労働組合飛躍的増大をみる。 (89) 三菱重工(舩)長崎造船所職制を改正。勤労部廃止さ青年学校は労務部に移管される。 (90)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
12/27 傾斜生産方式開始。 (122) 12/27 教育刷新委員会、「中学校に続くべき教育機関について」「高等学校に続く教育機関について」「教育行政に関する事」等建議。 (123) この年 L. Q. Moss. CIE の職業教育及び成人教育の顧問として来日。 (124) 1/1 吉田首相、年頭の辞で、一部の組合指導者を「不ていのやから」と呼び物議をかます。 (125) 1/8 吉田内閣、連立内閣工作のため、社会党右派に内面的交渉開始。 (126) 1/17 自由・進歩・社会の3党首会談決裂。政府の連立工作失敗におわる。 (127) 1/31 マッカーサー、2・1ゼネスト中止に関する声明発表。「現下の困窮かつ衰弱せる日本の状態において、かくのごとき致命的な社会的武器を使用することを許容しない」 (128) 2/1 政府、ゼネストにつき政府声明を発表。 (129) 2/7 マッカーサー、吉田首相あて、議会終了後総選挙の実施を指示。 (130)	1/20 労働基準法案（第11次案）を作成。 ・教育に関する規定の内容訂正なし。 (128) 2/6 厚生省労政局労働保護課長寺本広作、厚生大臣河合良成あて、「労働基準法案要綱に関する件」を提出。 （憲法§27条により、労働者の生活を保障するため労働基準法制定の必要を強調） (129) 2/8 厚生省、労務法制審議会委員会答申の「労働基準法案」を閣議提出。 ○2・1スト直後であったため、労働情勢は一変したとする意見もあり、容易に決せず、議を重ねること数回に及ぶ。（閣議資料は欠） (130)	この年 日本職業指導協会、CIEの協力で東京教育会館において職業指導講習会を開催。 (91) 1/6 産別会議、全官公庁ストを支持し、反政府闘争を決定。 (92) 1/10 日本私鉄労組総連合結成。 (93) 1/15 全国労働組合共同闘争委員会（全闘）結成。 (94) 1/15 全官公庁共闘委員会、スト決定指令。 (95) 1/16 総同盟、全官公庁ゼネストを支持することを決定。全通、国労、2・1スト指令。 (96) 1/26 全闘、全官公庁ゼネストに同調することを確認。全国的ゼネスト準備整う。 (97) 1/28 吉田内閣打倒、危機突破国民大会、宮城前広場で開催。ゼネスト態勢全国をおおう。 (98) 1/31 全官公庁共闘議長、伊井弥四郎、（国労）泣きながら、NHKより、2・1ゼネスト中止を放送。 (99) 2/3 全国労働組合同会議（全労会議）準備会結成会議。 (100) 2/6 議長を鈴木茂三郎とする経済復興会議結成。（労働組合と経営者団体より構成） (101)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
2/10 文部省，修業年限本科2年のものを除く，青年学校本科卒業者を専門学校入学者検定規程により，専門学校入学に関し，中学校高等女学校の卒業生と同等以上の学力あるものと指定。⁽¹³¹⁾ 2/14 吉田首相施政演説で「労組の民主化を期待する」と述べる。⁽¹³²⁾ 2/20 教育刷新委員会，「6・3義務制実施断行に関する声明」発表。⁽¹³³⁾ 2/22 閣議，6・3制実施を昭和22年とすると決定。⁽¹³⁴⁾ 2/27 中労委が提示した全官公庁争議打ちりの了解事項を政府，旧共闘各組合了承し覚え書に署名。⁽¹³⁵⁾ 3/3 H. E. ディッカーマン博士，C I Eの顧問として来日。職業教育に関して，文部省に助言するため，2ヶ月間滞日の予定。⁽¹³⁶⁾	2/22 閣議「労働基準法案」（第12次案）を決定。（下記の修正がなされる） ○第七章「徒弟の禁止」を「徒弟の弊害排除」と改める。 ○§70中の「規定」を「規程」と改める。⁽¹³¹⁾ 2/24 「労働基準法（案）」（第13次案）完成。⁽¹³²⁾ この頃，厚生省第92回帝国議会にそなえ，「労働基準法案 説及び質疑応答」を作成。⁽¹³³⁾ 3/6 政府「労働基準法案」を第92回帝国議会に提出。厚生大臣，衆議院本会議において提案理由を説明。 問：椎熊三郎（進歩党）：我が国産業は中小産業が中心となると思ふが，果して本法案が実施に堪え得るか。特に従来低賃金により有利であった点が失はれる事となるが本法案実施と中小産業との関係について政府の所見如何。 答：企業の規模に関係なく規定した事項が多いが，個々の事項については，中小産業の立場に充分の考慮を払っている。 問：山花秀雄（社会党）：労働者を不逞の徒輩呼ばはりをする政府が，提出することは本法を骨抜きにするものである。政府の根本態度如何。 答：総理大臣欠席のため答弁は他の機会に譲る。⁽¹³⁴⁾ 3/8 衆議院本会議における質疑応答。 問：秋田大助（協同民主党）：労働関係調整法の附帯決議に拘らず本法案の提出が遅延した理由如何。 答：本法案の立案につき労資各方面の充分な意見を聴取する等充分な民主的手続を要したからである。尚現行工場法の立法も約10年の年月を要したものである。 問：本法案の進歩的原則を実現するためには，労働組合に生産再開の主導性を担当させ経営部に参加させねばならないと思ふが，労働権と経営権を岐別する厚生大臣の見解は変らないか。 答：経営協議会を通じて労働者が経営に参加することは，政府としては歓迎する所があるが，生産管理の場合における如く経営者の意志に反して力を以てすることは不可と思ふ。 問：労働省設置の意志ありや，又その設置が遅延している理如何。 答：労働省設置の意志はあるが，手続で遅れている。⁽¹³⁵⁾ 3/10 衆議院本会議における質疑応答後，委員会附託となる。⁽¹³⁶⁾	2/27 中労委が提示した全官公庁争議打ちりの了解事項を政府，旧共闘各組合了承し覚え書に署名。⁽¹⁰²⁾ 3/3 産別業各組合民主戦線選挙対策委員会を開催。（産別議長 聴濤克巳ら6名が参院選挙に立候補することを決定。2・1スト後の新しい行き方として注目される。）⁽¹⁰³⁾ 3/10 日本繊維産業労働組合結成。⁽¹⁰⁴⁾

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
	3/11 衆議院労働基準法案委員会：委員長及び理事の互選。 (137) 3/12 厚生大臣、委員会において、法案の概要の説明、質疑応答。 問：中原健次（社会党）：年少労働者の教育方針如何。 答：吉武恵市（政府委員）：余暇に教育の機会をもつことは望ましい。 問：本法には労働者教育についての規定がないが、労働者の保護のためそこまで考慮の要があると思ふが如何。 答：この法律は労働条件の最低を規定してゐる。国が義務教育を課している満15才未満の者については修学時間を通じて7時間と規定しているが、義務教育年齢以上の者については、使用者が教育の保護等を設けるのは望ましいが、法律でそこまでふれる要はない。尚本法では技能者養成について特に規定を設けて技能の養成とその教養を回ることとし、充分監督して行くつもりである。 (138) 3/13 委員会における質疑応答。 問：土井直作（社会党）：教育基本法§4は労働基準法§56の2項の規定により空文化する虞れはないか。 答：吉武恵市（政府委員）：§56の2項では「修学時間外」に児童の使用を、且つ§66の2項では、修学時間を通算して7時間と制限している。 問：§70の労働時間、賃金については命令でどう規定するか。 答：個々の業態につき技能者養成委員会に諮って決定する予定である。 問：労働の過程で養成される労働者は、他の労働者に比して低賃金となるか。 答：特別の技能を教へながら使用するのであるから多少差がつくと思ふ。 問：使用者は本法を最高基準と考へ労働者は最低基準と考へて居るが、この点政府はどうか、労働教育の指導方策如何。 答：（厚生大臣）本法は最低基準であり、そのことを明文で謳っている。労働教育は一党一派に偏することなく労使双方の会議で方針を決め、更に第三者にも図って公正な指導方針を決める考である。 問：山崎道子（社会党）：女子の労働教育、技術教育の向上についての所見如何。 答：吉武（政府委員）：努力したいと考へている。 (139) 3/14 委員会における質疑応答。 問：荒畑勝三（社会党）：満15才未満の者は全部使用しない事とする必要がある。第56の2項に規定する満12才以上の児童は就学と労働の二重負担を負ふ事となる。所見如何。 答：吉武（政府委員）：非工業的事業につき種々の制限を加へて満12才以上の児童の使用を許可する趣旨である。……満12才以上の児童の労働時間につき修業時間を通算して7時間と制限している。 問：野村ミス（国民協同党）：働く者の教育機会はどうなっているか。 答：吉武（政府委員）：満15才以下の者については就学時間を含めて7時間としているし、15～18才の者は8時間を厳守せしめてあるから、修学の余裕はある。 (140) 3/15 委員会における質疑応答。 問：椎熊三郎（進歩党）：本法に労働者の義務規定が少ないがその理由如何。 答：厚生大臣：労働者の保護を建前とする法律だからである。 問：中小企業が本法の要求する負担に堪え得るか。 答：……運用の点では一面厳格一面弾力をもって行きたい。 問：日本産業再建の為に労働者の義務観念の自覚が必要であると思ふが如何。 答：厚生大臣：労働教育に重点を置く決意で計画立案中である。	3/10 全国労働組合連絡協議会（全労連）結成。（2・1スト中止後の新情勢に対処するため）。 (105)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
3/22 マッカーサー、吉田首相あて書簡を交付。国民生活安定のため、賃金価格の統制と経済安定本部の権限強化等を要請。 (139)	問：政府は労働運動の正常な発展について具体的方策を持っているか。 答：厚生大臣：根本は労働教育である。……… (141) 3/17 委員会における質疑を終る。討論に入る。 ○荒畑勝三（社会党）：原則的に法案に賛成。しかし最低年齢を「16才」とし、但書規定を「15才」と修正せよ。 ○石田一松（国民協同党）：法の精神に賛成である。また社会党の修正意見に賛成。更に但書末尾に、「この場合使用者はこれらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に対して修学に関する便宜を与えるように努めなければならない」と附加すること。 ○矢野庄太郎委員長：採決、修正意見に賛成、6/18人（自由6、進歩5、社会4、国協3）小数と認められ、修正意見は否決され、改めて、原案に対する採決がとられ、全会一致で、原案通り可決される。 (142) 3/18 衆議院本会議において審議の結果、原案通り可決される。 ○矢野庄太郎委員長：小委員会における審議経過の報告。 ○土井直作（社会党）：修正案の趣旨弁明。 ○中山たま（進歩党）：委員長報告の通り賛成。 ○石田一松（国民協同党）：社会党の修正案に全面的に賛成。 『ただ賛成するのは労働者として資本家と闘争せしむるためでなく、本案第1条の「人たるに値する生活」を保障し勤労意欲を高め、日本産業再建の基礎を作るためである。今本基準法案をより完全な法たらしめることは我々議員の義務である。尚国民協同党として特に要望したいのは、§56第1項末尾に使用者が定時制の高等学校の就学のために便宜を与ふべきことを挿入したいということである。昭和19年度調査によれば1万3672の青年学校で勤労青年は257万人以上就学しているが、本基準法案はかくも好孝心ある勤労青年から高等教育をシャットアウトしようとしている。今日勤労青年の非道徳的行為の多いのは教育の機会に恵まれなかったことによる。無論使用者も相当の便宜を与へては居るが、それは道徳的なものであった。今之に法律的根拠を与へたいのである。先に教育刷新委員会に於て右のことは多数決で可決されたのに事法案に於てはこの意見が無視せられたのである。以上の趣旨によって社会党の修正案に賛成する。』 ○社会党、協同党の修正案は採決の結果否決され、原案通り可決される。 (143) 3/19 「労働基準法案」貴族院にまわされる。 ○厚生大臣、提案理由の説明。 ○質疑なく特別委員会附託となる。 (144) 3/19 特別委員会、委員長及び副委員長を互選。 (145) 3/20 厚生大臣、特別委員会において、法案の概要説明を行い審議に入る。 (146) 3/22 } 特別委員会において質疑応答、教育に関する議論特になし。 (147) 3/23 } 3/25 質疑終る。討論に入り、種田虎雄（研究会）より希望決議案の提出あり、採決の結果、法案、希望決議案が共に全員賛成で可決。 (148) 3/27 貴族院本会議において、畠山一精特別委員会委員長、特別委員会における審議経過を報告。 「この法案は労働者の保護を主眼とし、労働時間、休暇、給与を始め、安全衛生施設、寄宿舎生活に至るまで、従来に比べて格段の優遇措置が講ぜられるのであるが、敗戦の結果、痛烈な打撃	

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
3/31 進歩党解散，民主党結党。 (139) 3/31 教育基本法・学校教育法公布（4/1 施行）。 (140) 3/31 衆議院解散（帝国議会終る。4/20 参議院議員選挙。4/25 衆議院議員選挙で社会党第1党となる。5/20 特別国会召集。6/1 片山内閣成立。） (141) 4/1 新学制発足。 (142) 4/19 極東委員会，日本人の生活許容水準を生産水準と同じく昭和5～6年とすると発表。 (143)	を受けているこの現在の時期に於てしかも国家再建の根幹をなす産業に対して，重大な影響を与へないかとの質問に対して，厚生大臣は相当の影響はあるが，労働時間については，協約に依って延長する事が出来るし，又災害補償については，別に社会保険があって或る程度まで補ふ事が出来る。またこの法律の施行に依って，労働条件が改善せられる結果，労働者の生活が安定し，その技術と能力が向上するので，法律施行の当初に於いては，多少の困難が予想せられても，長い目で見ると，悪い影響はなくなって良くなる面がふえるとの答弁でありました。 特に商工大臣について，商工行政上の見地から，その意見を求めたところ，現在通りの能率では当然打撃を受ける。殊に繊維工業に於て甚しい。従って今後は技術指導と能率向上に努力する必要があるとの事でありました。」 採決の結果，委員長通り可決。（午前10時47分） (149) 4/7 労働基準法公布。9.1 施行。10/31 技能者養成規程を公布。 5/17～6/15 末弘厳太郎講演：「労働基準法解説」（孔版）。於政治経済研究所。 徒弟と技能者養成について 「最初は徒弟とした。ところが，徒弟には酷使という悪い観念がついている。工場法でもやかましい規定を置いたが有名無実。そこで§69で，在来の徒弟等は禁じた。然しよい意味で徒弟の要はある。近代では学校でやることが多いが，学校では本当の技術は仲々分からぬ。又やっと1人前にすると引抜かれるということも交際上問題になる。外国では問題にされたが，日本では放任されてゐた。戦時中は大分問題になった。そこで§70条で一定の制限をつけて，徒弟を認めることにした。働かせると同時に教えねばならぬ。教えることがないとそれは酷使になる。制限をつけると共に規定をゆるめるわけだが，実際上にはいろいろ問題になろう。地方には相当の年期を勤めぬとやれない仕事もある。相当考へるべき問題である。」と説明。 (150)	3/28 文部省，財団法人中央労働学園に対し，中央労働学園専門学校の設置を許可。本科（3年及4年），研究科及別科（各1年）をおく，4年制本科は夜間。のち中央労働学園大学と改称。S.26. 8/1 法政大学社会学部となる。 (108) 4/7 公共職業安定所官制を公布。勤労署及び日雇勤労署の名称を公共職業安定所と改める。厚生大臣の管理のもとに職業紹介，職業指導，職業補導その他職業に関する事務を掌る。同官制附則において労政事務所を設置。 (109) 4/15 厚生省勤労局を職業安定局に改める。 (110)